

国民の「安心」を前提とした民間利用の検討

マイ・ポータルを通じた サービス提供もカギになる

NTTデータ経営研究所
ソーシャル・イノベーション・コンサルティング本部

マネージャー 田中 理視

番号制度開始のスケジュールが確定した現在、次の関心事は民間企業が番号制度をどのように、どの範囲で利用できるようになるかであろう。「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」においては、金融界の積極的な利用意向も示されている。本稿では、番号法施行後3年後をメドに行われる見直し議論を見据え、番号制度の民間利用の方向性について諸外国の状況や事例を紹介し、わが国での検討のポイントを整理する。

個人情報提供範囲の 拡大等が検討事項に

番号制度は2016年1月から導入され、まずは税・社会保障・災害対策分野でマイナンバーを通じた情報連携がなされる予定である。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」）では、付則6条1項で、同法施行3年後をメドに「特定個人情報の提供の

範囲を拡大することならびに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようになること」などの検討を行い、その結果に基づいて国民の理解を得つつ所要の措置を講じると規定されている。

番号制度の民間利用についても、この検討の一つに含まれるものとされている。さらに、番号制度のもとで提供される「情報提供等記録開示システム」

（マイ・ポータル）に関して、「民間における活用を視野に入れて」、検討することとされている（同条6項）。

金融界は積極的な 利用意向を示す

番号制度の民間利用については、制度の検討段階で各方面から意見が出されている（図表）。積極的な利用意向を示しているのは金融界で、おもに番号自体の顧客管理等での利用、顧客の

住民情報（住所等）と番号を連携させた提供などに期待を寄せられている。他方、医療等の分野では、医療情報と番号を直接連携させることについて、プライバシー保護等の観点から慎重な姿勢が示されている。

今後、わが国で番号制度の民間利用の検討を進めるにあたっては、このような意見のほか、従業員管理のキーとして用いるなど番号制度の運用にあたって番号を収集した事業者などからさまざまな要望が出ることも予想される。ただし、番号制度の民間利用を無制限に拡大しようという声はない。利用の有効性とプライバシー保護等とのバランスをとるため、なんらかの線

引きが求められている状況である。

海外では民間利用の制限に転じる動きも

海外での番号制度の民間利用の動向についてみてみよう。

国民IDもしくは番号制度の民間利用の方向性については、これまでは抑制しようとする動きと拡大しようとする動きの二つの方向性がみられた。

オーストラリアのように国民IDの導入段階で国民から強い反対を受けた国では、TFN（納税者番号）のような番号は限定的な目的でのみ利用することとされ、民間利用は認められていない。また、カナダのように導入当初は必ずしも番号制度の利用を制限していなかった国でも、個人情報保護の要請などから、番号（カナダの場合にはSIN（社会保険番号））を広く範囲な民間利用に供さないように呼びかける例がみられる。カナダで個人情報の利用を監督する当局The Office of the Privacy Commissioner of Canadaが「Best Practices for the use of

Social Insurance Numbers in the private sector”（注1）で、SINの民間利用のあり方について原則を示している。それによると、番号の民間利用自体は罰則の対象となっていないものの、原則として利用すべきではなく、法律で許された範囲での利用にとどめるべきであるとされている。

アメリカや韓国のように以前から日常生活の広い領域で番号制度を利用してきた国でも、ネット社会の到来とともに利用抑制を図るようになってきている（注2）。アメリカや韓国では他人の番号を使ってその他人になりすますケースが増えており、それへの対応が大きな課題となっている。たとえば、韓国では、よく知られる医療などの公的サービスだけではなく、パッケージソフトの登録やwebサービスの利用に際しても番号が広く利用されている。オンラインゲームでは、利用者の年齢認証などのために番号の入力が必要となっている。そこで、子どもが指名手配のポスターに記載されている容疑者の番号を利用して

〔図表〕 番号制度検討段階での番号制度の民間利用に関する意見

団体	番号制度の民間利用の範囲等に関する意見
日本経済団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 本人同意のもとでの医療データの蓄積、共有 官民での情報共有プラットフォームを通じた住所情報等の共有と活用（民間企業における各種サービスでの利用）
全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による名寄せにおける番号利用 顧客の市町村に対する住所変更届出データの金融機関への提供 「顔写真付きIDカード」等の導入による本人確認等への活用 個人の枠管理が必要な金融商品残高情報の金融機関間での共有 総量規制対応や個人信用情報機関等における番号の活用
生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> 連絡先不明の顧客の情報把握 年金支払い時の生存確認 名寄せ、本人確認による事務精度の向上、不正受給の排除
損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> 取得した番号情報の利用（契約者情報の名寄せ） 行政からの契約者に関する住所情報等の提供（契約者情報変更手続の簡素化、利便性向上等）
日本医師会	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障の現物サービスの給付に番号を紐付けることに関しては、プライバシーの問題、個人情報保護、受診抑制等の観点などから、十分な検討が必要
日本歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 医療と介護を対象範囲とすることには反対

（出所）「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」の検討会資料（第5回、第6回）をもとに筆者作成。

ゲームで遊び、警察隊が駆けつける大騒動になった——など笑

い話ではすまないようなケースもある（「中央日報」日本語版

ウェブサイト）（注3）。

他方、民間での番号制度の利用に制限をかけていたものの、一定の条件で拡大している国もある。デンマークでは住民登録番号の民間利用の範囲は金融機関や病院に限定されていたが、2000年に住民登録法を改正し（注4）、一定の条件のもとで住民登録データベースに登録されている情報を民間が利用できると定めた。すなわち、本人の同意のもと、一定の条件により検索された者の住所や年齢、住居転日等のリストを、民間企業がデンマーク内務省から入手することができる（注5）。これ

によって民間企業では、たとえば乳幼児のいる家庭を絞り込んだダイレクトマーケティングなどが可能となっている。

番号制度は本来、正確かつ効率的に行政を運営することを目的として各国で導入されてきた。しかし、情報通信技術の発展に伴い、番号をキーとして大量の個人情報やマッピングをすることができるようになったことから、番号の重要性が高まる一方、プライバシー侵害等のリスクも増

大している。このため、デンマークのような例を除くと、海外では番号の利用を制限しようとする動きが出てきているのが現状である。

利用範囲と利用手続で「安心」確保を

一般的に民間企業が番号を利用する目的として、

- サービスの対象者が本来の対象者であることを間違いなく確認すること、
- 名寄せを行うことで、利用者情報を集約すること、
- 他方、情報化が進み、容易に他人の情報の収集・統合が可能な状況においては、共通の番号をキーとすることで個人情報を一網打尽に収集したり、情報主体である本人が意図しないかたちで情報のマッピングがなされたりすることが懸念されるようになっている。加えてネット社会においては非対面でのやりとりが中心となるため、番号を用いたなりすましのリスクも高まっている。

わが国での番号制度の民間利用のあり方を考えるに際しては、個人情報の取扱いにあたって安全性が確保されることは当然として、あわせて「情報主体（国民）からみて安心できる」ということが重要なファクターとなる。利用範囲と利用手続の両面にわたって、情報主体が「安心できる」ことがポイントとなる。

まず、利用範囲に関する「安心」については、海外で民間の利用範囲を制限しようとする国と拡大しようとする国のいずれにおいても、国民の理解が前提とされている。北欧諸国では番号制度の利用拡大にあたり、個人情報保護制度と情報公開制度によって安全性が十分に担保されているという国民の理解がある。わが国の場合、まずは税・

社会保障・災害対策の目的で導入する番号制度を、政策と無関係な領域で活用することは、国民の理解を得にくいだろう。すなわち、番号を一種の顧客管理番号として用いてダイレクトマーケティングなどに活用することは、利用範囲の外延がみえにくく、国民に十分な安心を与えられないと思われる。

他方、政策に関連する民間利用なら国民の理解を得やすいのではなからうか。たとえば、ペイオフ対応や消費者信用における利用者の名寄せのように、政策的な要請として金融機関が行わなければならない対応での番号の利用に関しては、公益性が高く、利用範囲も明確であり、比較的的理解が得やすいと思われる。

次に、利用手続に関する「安心」の面では、右のような政策目的での民間利用に関する限り、情報主体本人からの同意の取得は必ずしも必要ないと思われる。ただし、他の番号利用のケースと同様に、番号の利用状況に関しては、情報主体本人の照会があればすぐに確認できるような対応が求められよう。

優遇税制が適用される金融商品で番号活用の例も

諸外国では、大学など高等教育のための資金積立や費用控除に番号制度を活用するケースが多くみられる。カナダには、拠

出金を税額控除できるRESP (Registered Education Savings Plan) と呼ばれる高等教育向け積立てプログラムがあり、民間金融機関がその適用対象となる金融商品設計している(注6)。そして、民間金融機関は優遇税制の適用を確認するため、番号制度を利用している。

同種のプログラムはオーストラリアや北欧諸国でもみられる。アメリカにも、子弟や本人が高等教育を受けた場合の税額控除("Lifetime Learning Credit"や"American Opportunity Credit"など)がある。これらは世帯単位の控除限度額が定められており、その確認にSSN(社会保障番号)が用いられる。番号制度の民間利用を検討する際には、このように政策を起点とした民間ビジネスへの波及という観点も求められる。

マイ・ポータルを通じた民間の情報提供

番号制度の民間利用においてもう一つ重要な論点は、マイ・ポータルの民間活用である。マ

イ・ポータルは、住所など違って原則的に生涯変わらない番号に基づいて、国民が電子的に情報を受け取ることができると組みであるため、民間での利用も期待されている。

番号の民間利用拡大の目的の一つとして、民間企業が番号に紐付けて顧客の住所を直接知りたいというニーズがある。この点については、前述のデンマークのように、マーケティングのために行政から民間企業へ個人情報を提供するようなサービスは、そのままの方法でわが国に導入するのは困難と思われる。しかし、一定の要件を満たした場合にマイ・ポータルを通じて民間企業から特定多数の個人への情報提供を可能とすることは、抵抗感が少なく、理解を得やすいのではないかと。

今後、番号制度の民間利用の検討にあたっては、民間企業が番号を直接利用する場面だけではなく、マイ・ポータルを通じてサービス提供もあわせて課題とし、政府と民間の役割分担などを行っていくことが求められる。

(注) 1 https://www.priv.gc.ca/resource/fs-ft/02_05_d_21_e.asp

2 アメリカでのSSN(社会保障番号)の民間利用の制限に関する資料として、"Private Sector Entities Routinely Obtain and Use SSNs, and Laws Limit the Disclosure of This Information"(GAO,2004) (<http://www.gao.gov/products/GAO-04-11>)

3 <http://japanese-joins.com/article/496/54496.html?sectcode=400&servcode=400>

4 Act no. 426 of 31 May 2000 Danish Act on the Civil Registration System

<http://www.cpr.dk/cpr/site.aspx?p=194&ArticleID=4326>

5 住民登録法38条
6 <http://www.servicecanada.gc.ca/eng/gov/resp.shml>

たなか さとし

三井情報に17年在籍の後、07年12月から現職。納税者番号制度について、とくに諸外国での事例研究やシステム構築に携わってきた。